

入札（見積）結果公表台帳

230
別紙

入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 令和7年度城陽市物品供給等指名受付簿に登載されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続きに基づく指名競争入札参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 令和4年（2022年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までに連続して1年間以上、複数台の塵芥車を用いた廃棄物の収集及び運搬に係る業務を受託した経験を有すること。ただし、受託業務は、以下の内容をすべて満たした一般廃棄物の収集運搬業務であること。
 - i 1契約に対し、週5日以上（年末年始を除く）、毎週継続した収集運搬業務
 - ii 以下のいずれかの規模の収集運搬業務
 - ア 自治体からの受託による戸別収集運搬業務で、各仕様書（1入札に付する事項（4）仕様書等①～④）の収集箇所数の半数以上の収集運搬規模
 - イ 自治体からの受託によるごみ集積所または、ごみステーションに排出されたごみの収集運搬業務で、各仕様書（1入札に付する事項（4）仕様書等①～④）の収集箇所数の半数以上の収集運搬規模
 - ウ 民間企業からの受託による個別収集運搬業務で、1日10箇所以上の収集を週5日以上（年末年始を除く）、毎週継続して行う収集運搬規模。ただし、城南衛生管理組合の許可搬入廃棄物継続搬入承認を受けた搬入であること
- ④ 令和8年（2026年）1月30日までに、受託業務に必要な廃棄物の収集及び運搬に従事する従業員を雇用できること
- ⑤ 令和8年（2026年）1月30日までに、受託業務に必要な廃棄物の収集及び運搬の用に供する車両を調達できること
- ⑥ 市の一般廃棄物収集運搬業の許可業者であること
- ⑦ 入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に京都府及び城陽市において指名停止とされていないこと。
- ⑧ 城陽市内に本社（本店）が所在する者であること。
- ⑨ 入札の参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。
 - i 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

 - ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ii 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- ア 一方の会社の役員（社長等を含む、以下同じ）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- iii その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記の i 又は ii と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ⑩ 城陽市暴力団排除条例（平成25年城陽市条例第28号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

取り抜け：当該入札執行前に「城陽市南西部一般廃棄物収集運搬業務」又は「城陽市北西部一般廃棄物収集運搬業務」を落札した者は、当該入札及び「城陽市北東部一般廃棄物収集運搬業務」の入札に参加できない。